

【件名】

【緊急】インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その４１：ビザ延長手続きの無料化期間延長ほか）：在インド日本国大使館

【ポイント】

- インド政府によると、４月１８日現在のインド国内感染者の合計は１４，７９２例（死亡４８８例）となっています。
- インド政府は、５月３日までの間に失効するインド滞在中の外国人の査証の５月３日までの延長手続きを無料化する旨発表しました（注：従来は４月３０日までが対象期間とされていたもの）。延長を希望する場合は、管轄する外国人登録事務所（FRRO/FRO）にオンラインで申請する必要があるとのことです。
また、査証を５月３日まで延長した外国人が、５月３日から５月１７日の間に出国する場合は、超過滞在等の不法滞在の罰則の対象とはならないとのことです。
- 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています。
- 各州政府は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン（containment zone）及びバッファゾーン（buffer zone）に指定し、完全封鎖措置（家・敷地から外出することを禁止）をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でご確認の上、行動にご注意下さい。

【本文】

（前回（その４０）の領事メールからの更新部分は下記１～２です。）

１ インド政府によると、４月１８日現在のインド国内感染者の合計は１４，７９２例（死亡４８８例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。
<https://www.mohfw.gov.in/node/4904/>

２ インド政府は、５月３日までの間に失効するインド滞在中の外国人の査証の５月３日までの延長手続きを無料化する旨発表しました（注：従来は４月３０日までが対象期間とされていたもの）。延長を希望する場合は、管轄する外国人登録事務所（FRRO/FRO）にオンラインで申請する必要があるとのことです。

また、査証を５月３日まで延長した外国人が、５月３日から５月１７日の間に出国する場合は、罰則の対象とならないとのことです。

外国人登録事務所（FRRO/FRO）の申請先 URL は下記になります。

<https://indianfrro.gov.in/eservices/home.jsp>

（インド政府広報局ウェブサイト関連部分）

<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=202346>

3 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています（詳しくは当館ホームページをご覧ください。）。

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf>

4 各州政府は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン(containment zone)及びバッファゾーン(buffer zone)に指定し、完全封鎖措置(家・敷地から外出することを禁止)をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でご確認の上、行動にご注意下さい。

封鎖措置の対象となる地域においては、市民は外出せず、生活必需品についても店頭ではなくデリバリーで調達することが求められています。

5 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

(1) 中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

(3) インド政府は、全国におけるロックダウン措置を実施しています。警察による取締りが強化されていますので、十分ご注意ください。なお、この措置を受け、領事業務を含め大使館の業務が今後限定的になる可能性があります。

(4) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp